

# 第 編 各 論

## 素案における各論の構成と内容

1 各論は、それぞれ施策ごとに「基本的な考え方」、「まちづくり指標」、「施策・主な事業の体系」、「主要事業の内容とスケジュール」、「新規・拡充事業の内容」で構成しています。

2 「まちづくり指標」は、施策の目標を明確にするという観点から設定した指標で、多様な推進主体の協働による「協働指標」と、主に行政による「行政指標」で構成しています。ただし、指標の設定が困難な場合は、いずれかの指標のみとなっています。

その設定にあたっては、可能な限り当該施策全体のシンボルとなること、当該施策において有り得べき指標であること、統計調査等により把握できること、他市区との比較が可能なこと等を基準としています。ただし、現時点で当該データが存在しない場合は空欄とし、数値の設定が困難な場合は「向上」等の表現としました。

また、「前期実績値」は、平成15年を、「中期実績値」は平成18年を基本としていますが、同年に実績数値がない場合は、直近のデータとしています。

3 「施策・主な事業の体系」において、「主要事業」には を、「新規・拡充事業」には を付しています。

4 「主要事業の内容とスケジュール」について

(1)事業説明の末尾にある( )内は、事業の推進主体を下記により示したものです。

(新規拡充事業についても同様です。)

市民：三鷹市在住者、在勤者、在学者

関係機関：警察署、消防署、保健所等の行政機関

関係団体：住民協議会及び市が出資した法人、三鷹市社会福祉協議会、JA東京むさし、三鷹商工会、その他の団体

民間：民間企業、自営業者等の事業者

NPO等：NPO法人、ボランティア・グループその他の市民活動を行っている団体

学識者：学識経験者、研究者、専門家等

都市機構等：独立行政法人都市再生機構など公的団体

(2)「事業費」は、現時点での試算であり、「計画期間内の事業費が1億円以上の建設事業」について、計画期間内における事業費を記載しています。

(3)改定基本計画における計画期間は、平成16～19年を中期、19～22年を後期とし、19年は調整期間としていますが、本欄では、便宜上、中期を16～18年、後期を19～22年としました。

「人財」について

三鷹市では、通常使われる「人材」ではなく、「財産」「宝」を意味する、「人財」という言葉を使っています。